

## 選告示第6号

平成15年9月21日執行の長野市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対して、当委員会は、次のとおり裁決しました。

平成16年3月1日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝  
裁 決 書

長野県長野市大字高田278番地

審査申立人 今井寿一郎(年齢76歳)

上記審査申立人から、平成15年11月17日付けで提起された同年9月21日執行の長野市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

この審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

審査申立人(以下「申立人」という。)は、平成15年9月21日執行の本件選挙における当選人伊藤治通(以下「本件当選人」という。)の当選の効力に関し、長野市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対し異議の申出をしたところ、市委員会が平成15年10月24日にこれを棄却する旨の決定をしたので、この決定を不服として、当委員会に対し、市委員会が下した決定を取り消し、本件当選人の当選を無効とする裁決を求めため、審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを、審査申立書及び反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

- 1 本件当選人が公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)に違反する行為を行い、このような中で行われた選挙の結果による本件当選人の当選は無効であるとの異議申出に対する、市委員会による審議・検討過程が十分でなく、決定に至るまでの作業が全く事務当局に任されており、尽くされていない。
- 2 申立人が提示する違反事項について個別の審議・検討をあらかじめ放棄している。
- 3 条文の適用・解釈及び判例の引用もあいまいである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、市委員会から弁明書及び関係書類の提出並びに申立人から弁明書に対する反論書の提出を受けるとともに、申立人の申立てにより口頭意見陳述を実施し、慎重に審理した。

その結果は、次のとおりである。

当選の効力に関する訴訟においては、当選無効となる違法事由は、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その(当選無効)原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)とされている。

また、「当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている(公選法251条)ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して

公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪(但し、公選法251条所定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである」(前掲判決)とされている。

申立人は、本件選挙に係る異議の申出について、市委員会による審議、検討過程が十分でなく、申立人の提示する違反事項について個別の審議、検討をあらかじめ放棄しており、加えて、条文の適用及び解釈並びに判例の引用もあいまいである旨主張するが、当委員会に提出された弁明書及び関係書類によれば、市委員会は、前掲判決と趣旨を同じくする判例の観点に立って棄却の旨を決定したものであり、また、そもそも異議の申出に係る審理は、職権審理主義に基づきその審理における手段、方法等は法令に定めるところを除き、市委員会の裁量の範疇に属するものであるので、審議、検討過程が十分でないなどの旨を指摘する申立人の主張は認めることができない。

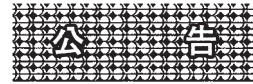
以上のとおり、申立人の審査申立てには理由がなく、異議の申出に対する市委員会の決定は正当と認められるので、これを取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成16年2月24日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

選挙管理委員会



## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年3月1日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成16年2月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 団
- 3 代表者の氏名  
山崎政雄
- 4 主たる事務所の所在地  
小県郡真田町大字本原337番地6
- 5 定款に記載された目的

この法人は、痴呆老人に対して、自立生活相談、生活介護、生活支援に関する事業を行い、よってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

平成16年度前期技能検定を次のとおり行います。

平成16年3月1日

長野県知事 田中康夫

## 1 試験区分

試験区分は、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行います。

## 2 実施職種及び試験の期日

## (1) 学科試験

ア 1級、2級及び単一等級

検定職種及び作業名	期日
造園(造園工事作業) 金属熱処理(一般熱処理、浸炭・浸炭窒化・窒化処理及び高周波・炎熱処理作業) 産業車両整備(産業車両整備作業) 防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事作業) 塗装(木工塗装、建築塗装及び金属塗装作業) 光学機器製造(光学ガラス研磨作業) 布はく縫製(ワイシャツ製造作業) プラスチック成形(射出成形作業) とび(とび作業)	平成16年 8月22日(日)
機械加工(普通旋盤、フライス盤、ボール盤、ジグ中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤、数値制御ボール盤及び精密器具製作作業) 鉄工(構造物鉄工作業) めっき(電気めっき作業) 建設機械整備(建設機械整備作業) 木型製作(模型製作作業) 内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事作業) 電子機器組立て(電子機器組立て作業) 家具製作(家具手加工作業) 建具製作(木製建具手加工及び木製建具機械加工作業) 印刷(オフセット印刷作業) 左官(左官作業) 畳製作(畳製作作業) 広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)	平成16年 8月29日(日)
鋳造(鋳鉄鋳物鋳造、銅合金鋳物鋳造及び軽合金鋳物鋳造作業) 放電加工(形彫り放電加工、数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工作業) 仕上げ(治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ作業) 電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業) 鉄道車両製造・整備(電気ぎ装作業) 石材施工(石張り作業) タイル張り(タイル張り作業) 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) 表装(壁装作業) 建築板金(内外装板金及びダクト板金作業) 工場板金(曲げ板金及び打出し板金作業) 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事及び加熱ペイントマシンマーカー工事作業) フラワー装飾(フラワー装飾作業)	平成16年 9月5日(日)

## イ 3級

検定職種及び作業名	期日
造園(造園工事作業) 機械加工(普通旋盤、フライス盤、平面研削盤及び数値制御旋盤作業) めっき(電気めっき作業) とび(とび作業) 内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事作業) 広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業) 仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業) 電子機器組立て(電子機器組立て作業)	平成16年 8月1日(日)
金属熱処理(一般熱処理、浸炭・浸炭窒化・窒化処理及び高周波・炎熱処理作業)	平成16年 8月22日(日)

## (2) 実技試験

平成16年6月14日(月)から平成16年9月5日(日)までの間において別途指定する期日に、上記学科試験と同一職種において実施します。

## 3 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知します。

## 4 実技試験問題の公表

平成16年6月7日(月)から長野県職業能力開発協会で行います(一部の職種を除く。)

## 5 受検資格

## (1) 1級の技能検定試験

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下、「法」という。)第45条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下、「規則」という。)第64条の2の規定に該当する者

## (2) 2級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の3の規定に該当する者

## (3) 3級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の4の規定に該当する者

## (4) 単一等級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の6の規定に該当する者

## 6 受検手続

### (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

### (2) 書類の提出先

長野市大字南長野南県町688-2 (郵便番号 380-0836)

(長野県婦人会館3階)

長野県職業能力開発協会

電話番号 026 (234) 9050

(郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きしてください。)

### (3) 受付期間

平成16年4月5日(月)から平成16年4月16日(金)まで

(郵送による場合は、平成16年4月16日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

### (4) 手数料

1級、2級、3級及び単一等級ともに、申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が定める方法によって手数料を納付してください。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要です。

ア 学科試験

3,100円

イ 実技試験

(7) 1級、2級、3級(在校生が受検する場合を除く。)及び単一等級

検 定 職 種	金 額
造園 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき 仕上げ 電子機器組立て 電気機器組立て 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 光学機器製造 建設機械整備 布はく縫製 木型製作 家具製作 建具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 とび 左官 タイル張り 畳製作 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 表装 塗装 路面標示施工 広告美術仕上げ フラワー装飾	15,700円

(4) 3級(在校生が受検する場合に限る。)

検 定 職 種	金 額
造園 金属熱処理 機械加工 めっき 仕上げ 機械保全 電子機器組立て とび 内装仕上げ施工 広告美術仕上げ	10,500円

(注) 「在校生」とは、次に掲げる者をいう。

a 法第15条の6第1項各号に掲げる施設、法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者(規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。)

b 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校在学する者

## 7 合格者の発表

平成16年10月5日(火)に県庁東側掲示板、技術専門校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターに掲示するほか、合格者には直接通知します。

ただし、金属熱処理を除く3級職種については、9月1日(水)に発表します。

## 8 その他

申請書の用紙及び受検案内は、長野県職業能力開発協会、長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局、技術専門校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターで交付します(郵送を希望する場合は、切手140円相当分を同封の上、長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局あて申請してください。)

産業活性化・雇用創出推進局

## 公告

平成16年度随時実施技能検定を次のとおり行います。

平成16年3月1日

長野県知事 田中康夫

## 1 試験の実施

試験は、受検の申請があったときは、随時実施します。

## 2 試験の区分及び内容

試験区分は、随時3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行います。

## 3 実施職種及び作業

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造、銅合金鋳物鋳造及び軽合金鋳物鋳造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤及びフライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき及び溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ、金型仕上げ及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト及びコールドチャンバダイカスト作業）、機械保全（機械保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計及びプリント配線板製造作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木造建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（圧縮成形及び射出成形作業）、石材施工（石材加工及び石張り作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管及びプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）及び塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装作業）

## 4 実施期日

平成16年4月1日（木）から平成17年3月31日（木）までの間において別途指定する期日に実施します。

## 5 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知します。

## 6 実技試験問題の公表

長野県職業能力開発協会で行います。

## 7 受検資格

## (1) 随時3級の技能検定試験

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下、「法」という。）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下、「規則」という。）第64条の4の規定に該当する者のうち実施職種に係る基礎1級又は基礎2級の技能検定に合格した者

## (2) 基礎1級及び基礎2級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の5の規定に該当する者

## 8 受検手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にとっては、その資格を証する書面

## (2) 書類の提出先

長野市大字南長野南県町688-2（郵便番号 380-0836）

（長野県婦人会館3階）

長野県職業能力開発協会

電話番号 026(234)9050

（郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きしてください。）

## (3) 受付期間

随時

## (4) 手数料

申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が定める方法によって手数料を納付してください。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にとっては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要です。

ア 学科試験

3,100円

## イ 実技試験

検 定 職 種	金 額
鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 紳士服製造 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 建具製作 印刷 プラスチック成形 石材施工 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 建築大工 かわらぶき とび 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 表装 塗装	15,700円
機械検査 婦人子供服製造	13,000円

## 9 合格者の発表

合格者は、本人に通知し、合格証書を送付します。

## 10 その他

申請書の用紙は、長野県職業能力開発協会配布します。

産業活性化・雇用創出推進局

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年3月1日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 都市計画の種類及び名称

茅野都市計画公園 2・2・17号 ばんばの池公園

## 2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び茅野市役所

都市計画課

## 公告

県営住宅の入居者を次のとおり募集します。

平成16年3月1日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 募集団地

## (1) 県営住宅の設置場所等

団地名	設置場所	構造	規 格	募集戸数 (うち評価 選考枠)
川原第1	丸子町	中層準耐火 木造3階建	3DKY、70.03㎡ (6畳、洋間 [11.1㎡]、[10.0㎡]、DK、浴室)	12戸 (4戸)

## (2) 家賃月額

次の表の左欄に掲げる入居者の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。以下同じ。）の区分に応じてそれぞれ右欄に定める額とする。

入居者の収入	3DKY (70.03㎡)
0 ~ 123,000 円	25,100 円
123,001 ~ 153,000	30,500
153,001 ~ 178,000	36,000
178,001 ~ 200,000	41,600



200,001 ~ 238,000	48,000
238,001 ~ 268,000	55,200

## (3) 申込受付場所等

申込受付場所	申込受付期間	入居の時期
上小地方事務所建築課	平成16年3月1日(月)から 平成16年3月10日(水)まで	平成16年5月1日(土)

## 2 入居等の資格

県内に居住し、又は勤務場所を有する者で、次の条件を具備し、かつ、知事が許可したものとする。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) 収入が、入居の申込みをした日において、月額200,000円以下（政令第6条第4項に定める高齢者等が同居する世帯にあっては月額268,000円以下）であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- (4) 評価選考枠への申込みは、生活保護、心身障害者、母子（寡夫・多子を含む）、老人、引揚者などの世帯に限られること。

## 3 申込方法

## (1) 提出書類

ア 県営住宅入居申込書（用紙は、申込受付場所及び最寄りの地方事務所において交付するほか、長野県ホームページから取り出すことが可能。）

イ 住民票の写し

ウ 収入状況を証明する書類

エ 前記2の(1)の括弧書きに該当する者にあつては、その事実を証明する書類

オ 前記2の(4)に該当する者にあつては、優先入居申込書（調査書）

## (2) 申込戸数

1世帯1戸に限る。

## 4 選考方法の概要及び入居の許可

- (1) 評価選考の場合は、申込み時に提出された優先入居申込書記載の内容に基づき、住宅困窮度を評価し選定した者のうちから選考し、入居を許可する。
- (2) 抽選選考の場合は、申込者の数が募集戸数を超えないときはその者のうちから、募集戸数を超えるときは公開抽選の方法により選定した者のうちから、それぞれ選考し、入居を許可する。
- (3) (1)(2)により選定する者のほか、補欠入居選考予定者を選定し、これに順位を付することがある。
- (4) (1)(2)により選定された者が選考されないとき又は入居を許可された者が敷金の納入その他所定の手続をしないため入居の許可を取り消されたときは、(3)の順位に従い、補欠入居選考予定者を選考の対象とする。

## 5 その他

この募集についての問い合わせは、長野県住宅部住宅課又は上小地方事務所建築課にすること。

住 宅 課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月1日

長野県松本空港管理事務所長 莊 哲 郎

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

松本空港灯火施設保守管理業務委託

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

## (3) 履行期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

## (4) 履行場所

松本市大字空港東8909

長野県松本空港及び周辺

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 本業務と同様の業務の実績又は類似業務の実績があること。
- (5) 県内に本社、支社、支店、営業所等がある者であること。
- (6) 緊急時、早急に現場へ到着できる者であること。
- (7) 通年の監視業務が可能な者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 松本市大字空港東8909  
長野県松本空港管理事務所  
電話 0263(58)2517
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成16年3月26日 午後1時30分  
ただし、本契約に係る予算の議決が3月26日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日)の午後1時30分とします。
- イ 場所 やまびこドーム 第1会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月12日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければなりません。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
要します。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格

をもってした者を落札者として決定します。

#### 5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成16年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は入札説明書によります。

交通政策課

#### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年3月1日

長野県身体障害者リハビリテーションセンター所長

大塚訓喜

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
長野県身体障害者リハビリテーションセンター医事事務業務委託一式
- (2) 役務の特質  
長野県身体障害者リハビリテーションセンターの医事事務
- (3) 履行期間  
平成16年7月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所  
長野市大字下駒沢618-1  
長野県身体障害者リハビリテーションセンター
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 直近の過去5年間に、80床以上の病院において、2年以上同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字下駒沢618-1

長野県身体障害者リハビリテーションセンター

管理部庶務課業務係

電話 026(296)3953 内線 356

4 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 平成16年4月1日 午後2時30分
- イ 場所 長野県庁西庁舎 304号会議室

(2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年3月15日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は入札説明書及び仕様書によります。

障害福祉課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成16年3月1日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲  
別表のとおりとする。
- 2 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後正誤式による考査を行う。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提

出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により(申込書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携帯すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。)	4月28日(水)	午前10時から午後4時まで	長野会場	県下一円

生活保安課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成16年3月1日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲  
別表のとおりとする。
- 2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により(申込書にはって、消印しないこと。)納付すること。



## 4 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を携帯すること。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行くこと。

## 別表

受講対象者	講習会 開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	4月7日 (水)	午後1時から 午後4時まで	長野会場	北 信
	4月14日 (水)		伊那会場	南 信
	4月21日 (水)		木曾会場	中 信

生活保安課